

平成23年度事業計画

社団法人瀬戸内海環境保全協会

今年度事業推進上の基本方針

「瀬戸内海環境保全協会」の設立趣意を踏まえつつ、平成22年度に実施した検討会での検討結果を踏まえ、次の方針のもと事業を展開する。

「瀬戸内海の環境保全・創造」に関する活動拠点、瀬戸内海の各種対策のコーディネーターとして、

- (1) 瀬戸内海の環境活動、環境学習に関する指導者のネットワーク構築、教材等作成提供
 - (2) 瀬戸内海の栄養塩類や生物多様性等新たな課題に対する調査研究
 - (3) 瀬戸内海に関する各種情報、データの収集・発信
- の中心的な役割を目指して事業を進めることとする。

また、事業実施にあたっては、瀬戸内海に関係する府県市・漁業団体、衛生団体の緊密な連携のもと、新たな水環境の考え方の一つである「(森・川・海の)流域管理」や「里海」をキーワードとしながら、環境省や瀬戸内海環境保全知事・市長会議、瀬戸内海研究会議ともさらに連携を密にし、美しく豊かな瀬戸内海を後世に継承していくための事業展開を図っていく。

I 事業

1. 環境活動・環境学習等事業

(1) 瀬戸内海環境保全月間事業の展開

瀬戸内海の環境保全意識の高揚を図るため、次の事業を実施する。

①平成23年度(第39回)瀬戸内海環境保全月間(期間:23年6月1日~6月30日)

平成22年度に公募し、選定された最優秀作品を平成23年度瀬戸内海環境保全月間ポスターとして作成、関係機関に配付し、瀬戸内海環境保全月間に掲出する。

②平成24年度瀬戸内海環境保全月間ポスター募集

平成24年度瀬戸内海環境保全月間に向け、環境省と共催で、ポスターの原画を募集する。

(2) 「里海づくり」支援事業の展開(新)

人と自然が共生する「里海づくり」のため、地域住民等に対する瀬戸内海の環境保全に関する意識啓発、環境保全への理解と活動への参加の推進を図ることを目的に、会員府県市が実施する環境学習事業や環境ボランティア人材育成事業に対して、資材提供の支援を行う。

支援対象事業 ①自然観察会や子どもたちを対象とした体験的学習

②環境ボランティアの人材育成事業

(3)環境保全事業の支援

浜辺の清掃や環境美化等、環境保全・創造活動の最前線で取り組んでいる衛生団体や漁業団体が実施する各種環境保全活動事業に対し、その活動費用の一部を助成する。

(4)各種研修事業の実施

①瀬戸内海環境保全セミナーの開催（新）

公益社団法人への移行認定申請の審議を行う臨時総会の開催に合わせ、瀬戸内海の環境をテーマとしたセミナーを開催する。

併せて瀬戸内海環境保全月間ポスター原画パネルを掲示して、瀬戸内海の環境保全に対する意識啓発を図る。

②瀬戸内海環境保全トレーニングプログラム研修の実施

団塊の世代の退職に伴い、環境技術職の世代交代が進む中、瀬戸内法や排水処理技術といった基礎的知識や瀬戸内海の取り組みを継承していくため、新たに水環境の取り組みに従事することとなった職員を対象に研修を実施する。

- ・場 所：未 定
- ・時 期：7月から10月の間の2日間（1泊2日）
- ・定 員：20名程度
- ・内 容：講義、現地研修及び情報交換

③瀬戸内海の環境保全に関する各団体合同研修会の開催

当協会設立の原動力の一つである環境衛生団体と連携を継続・維持していくため、同団体の合同研修会を共同開催する。

④瀬戸内海の環境保全に関する賛助会員等研修会の開催

当協会の賛助会員であり、ともに瀬戸内海の環境保全に取り組んでいる企業間のネットワークづくりの場として、企業ニーズを踏まえながら研修会を実施する。

(5)各種環境保全事業への参加・協力

①環境イベントへの参加・協力

他団体が主催する環境イベントにおいてパネルの展示、資料配付等を行い、瀬戸内海の環境保全の普及・広報に努める。

②会員等主催事業の支援

会員及び関係機関が主催する各種環境保全事業へのパネルの貸出などの支援を行う。

③環境NGO／NPOとの連携・支援

瀬戸内海の環境保全等に努める環境NGO／NPOとの連携・支援を行う。

(6) K J B 瀬戸内基金の管理・運営

瀬戸内海的环境保全等に取り組む環境NGO/NPOを支援するため、フィリップ モリス ジャパン株式会社が提唱する「keep japan beautiful～日本をエコひいきしよう～」の一環として、瀬戸内海地域における環境美化・保全活動に取り組む市民団体（NGO/NPO）の活動や事業の助成・支援を行うため設立した「K J B（keep japan beautiful）瀬戸内基金」の管理・運營業務を行う。

応募総数：60団体

採択総数：23団体（8府県6市）

主な採択活動：海域及び河川の美化活動

(7) 瀬戸内海再生に向けた取組みの推進

瀬戸内海の生物多様性の確保、水産資源の回復、美しい自然とふれあう機会の提供等の豊かで美しい瀬戸内海を取り戻すための施策の推進が総合的、計画的に図られるよう、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等と連携して、取組みを進める。

(8) 瀬戸内海スナメリ発見情報プロジェクト実践事業の展開

沿岸域住民の瀬戸内海に対する理解や関心を深め、自主的な取組みを推進するための契機となるよう、平成11年度から実施しているスナメリ発見情報プロジェクトを引き続き展開するとともに、公募したスナメリのマスコットイラスト及び愛称「ほのぼのん」を広く活用し、瀬戸内海的环境保全活動を行う。

2. 情報共有・発信事業

瀬戸内海的环境保全にかかる現状や、瀬戸内海のあり方や行政施策に関する情報を収集・共有し、今後の施策や事業の連携、協調を図るため、府県市、衛連、漁連等の会員をはじめ、関係する市民等に広く情報を発信する。

(1) 総合誌「瀬戸内海」の発行及び配布

瀬戸内海の自然・社会・人文科学の総合誌「瀬戸内海」を発行・配布すると共に協会ホームページに掲載する。

- ・発行回数：年2回（9月、3月 各1,100部）
- ・無償配布先：会員団体（冊子及びCD-ROM）
- ・有償配布先：年間購読者等（冊子のみ）

(2) 資料集「瀬戸内海的环境保全―平成23年度版―」の発行及び配布

瀬戸内海に関連する各種資料をとりまとめ、資料集「瀬戸内海的环境保全―平成23年度版―」として発行・配布する。

- ・無償配布先：会員団体（冊子及びCD-ROM）
- ・有償配布先：会員以外（冊子のみ）

(3) 協会ホームページの充実

環境学習に関する情報等、瀬戸内海の環境保全に関する情報が容易に入手出来るよう、また環境保全に取り組むNPOのネットワーク化を図り、横のつながりに役立てることが出来るよう情報内容を充実する。

(4) メルマガによる情報の発信（新）

会員府県市、漁業団体、環境衛生団体で把握・実施しているトピックスを収集し、メルマガで情報発信（正会員限定）することにより、正会員相互の情報共有や施策立案等に資する。

(5) 青少年による環境保全の取り組みへの情報提供（新）

これからの瀬戸内海を担って行く青少年の活動を促進して行くため、青少年が実施している環境保全活動に関する情報を収集し、情報発信する。

3. 調査・研究事業

(1) 海域の物質循環健全化計画策定事業－海域ヘルシープラン策定モデル事業－（環境省）

窒素、リン等の栄養塩は海域の動植物、プランクトン等にとって必要不可欠なものであるが、必要量を上回る流入や海域をめぐる社会経済情勢、自然条件の変化等による生物相の変化等によって海中の栄養塩類のバランスが損なわれ、赤潮や貧酸素水塊の発生、海苔の色落ち等の水産被害の発生が見られる海域が存在している。

海域に必要な栄養塩類の濃度（量）や流入域及び海域において実施する場合、海域の地理的・地形的条件、海域の利用状況等が異なることから、海域に応じて海陸一体となった栄養塩の円滑な循環を達成するための管理方策を明らかにし、生物多様性に富んだ豊かで健全な海域の構築に向け、多様な主体の参画による総合的な取組を推進する必要がある。

そこで、地域の実情に応じた栄養塩類の循環バランスを回復あるいは向上させるための具体的な行動計画（栄養塩類管理方策）を確立し、豊かで健全な海域環境の構築を目指し環境省が実施する本事業により調査等を行う。

4. その他関連事業

(1) 国に対する提案

単独府県では取り組めない瀬戸内海の広域的な課題の解決に向けての調査・研究に取り組むため、国に提案する。

(2) 瀬戸内海環境保全知事・市長会議との協調

瀬戸内海環境保全知事・市長会議と連携を密にし、協調して事業実施に当たる。

(3) 賛助会員の加入促進

協会の目的に賛同する企業等の賛助会員加入の促進に努める。

5. 瀬戸内海研究会議に対する支援・協力

瀬戸内海研究会議の事務局を担うとともに、研究会議が行う事業の運営推進を支援・協力を
を行う。

(1) 瀬戸内海研究会議事務局

瀬戸内海研究会議の事務局として、円滑な事務運営と会員相互間の連絡調整を行うとともに、事業を適切、効率的に遂行する。

(2) 「瀬戸内海研究フォーラムin大分」の開催等に対する支援・協力

瀬戸内海研究会議が開催する「瀬戸内海研究フォーラムin大分」の開催（平成23年8月18～19日）等に対し、支援・協力を
行う。

6. 国際的な活動への協力

(財)国際エメックスセンターが行う国際的な行事の広報に対し、協力を
行う。

7. 「水環境を基調とした海文化検討会（仮称）」の設置

瀬戸内海がもつ自然や歴史、食文化など多様な潜在的資源を背景として、瀬戸内で結ばれている関係府県市間の生活・文化の交流を通じて、「豊かな海」「美しい海」をめざすため、協会内に、検討会を設置し、海（うみ）文化を通じた新たな取り組みを模索することとする。

II 一般事項

1. 会議等の開催

(1) 通常総会

- ・ 時期：平成23年5月
- ・ 内容：平成22年度事業報告及び収支決算、平成23年度会費、平成23年度事業計画及び収支予算等の審議

臨時総会

- ・ 時期：平成23年10月頃
- ・ 内容：公益社団法人への移行認定申請の審議

(2) 理事会

- ・ 時期：年3回（平成23年5月、10月、平成24年3月）
- ・ 内容：通常総会付議事項及びその他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
臨時総会開催のための決議

(3) 専門委員会等

①企画委員会 年3回

平成23年度における協会の創造的事業推進のための方策検討及び平成24年度事業の検討・企画、並びに公益社団法人への移行に向けた定款改正案の検討を行う。

②編集委員会 年2回

協会が発行する「瀬戸内海」の編集についてその方針を定めるとともに、掲載内容の検討を行う。

③賛助会員事業部会 年1回

協会活動に対する賛助会員の積極的な参画と賛助会員に係る事業の検討・企画を行う。

(4) 参事・事務局長並びに担当課長会議 年1回

会員に対する協会事業の理解と周知を図るとともに、事業活性化のため、会員相互の情報交換等を行う。

2. 専門委員の委嘱

企画委員、編集委員を委嘱する。